静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木康友

## 静岡県条例第34号

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例(令和5年静岡県条例第2号)の一部を次のよう に改正する。

| 改正前                           | 改正後                           |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (利用料金の不還付)                    | (利用料金の不還付)                    |
| 第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただ        | 第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただ        |
| し、指定管理者は、 <u>次の各号のいずれか</u> に該 | し、指定管理者は、 <u>知事が定める基準</u> に該当 |
| 当すると認めるときは、還付することができ          | すると認めるときは、還付することができ           |
| る。                            | る。                            |
| (1) 使用者の責めに帰することができない理        |                               |
| 由により使用することができなくなったと           |                               |
| <u>き。</u>                     |                               |
| ② 使用の日前15日までに使用しない旨の申         |                               |
| <u>出があったとき。</u>               |                               |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。